第１号様式（第６条関係）

京都市火入れ届出書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　月　　日　 |
| 届出人の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 届出人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）電話（　　　）　　　－ |

|  |
| --- |
| 　京都市森林法施行細則第５条の規定により火入れを届け出ます。 |
| 火入れ許可年月日及び許可番号 | 　　　年　　月　　日付け京都市指令　　　　第　　　号 |
| 火入れの場所 |  |
| 許可期間 |  |
| 火入れをする日時 | 　　　　　年　　月　　日　　　　時から |

第２号様式（第６条関係）

京都市火入れ届出書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 年　　月　　日　 |
| 届出人の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） | 届出人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）電話（　　　）　　　－ |

|  |
| --- |
| 　京都市森林法施行細則第５条の規定により火入れを届け出ます。 |
| 森林経営計画（変更）認定番号 | 　　　　　年　　月　　日認定番号 |
| 火入れの場所 |  |
| 火入れの時期 |  |
| 火入れをする日時 | 　　　　　年　　月　　日　　　　時から |

火入れ許可証

京都市指令　　　第　　　　号

　　年　　月　　日

申請人　　　　　　　　　　　様

京都市長　　　　　　　　　　　　　　　印

　　年　　　月　　　日付けで申請のあった火入れについては、下記のとおり許可します。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に京都市長に対して異議申立てをすることができます。

火入れ場所

面　積

目　的

期　間　　 　始　　　年　　　月　　　日

　　　　　 　至　　　年　　　月　　　日

火入れ責任者

許可条件　裏面のとおり

許可条件

１　火入れをする日（２日以上に分けて火入れしようとする場合にあってはそれぞれ火入れをしようとする日）の前日までに、火入れをしようとする場所及び日時を市長に届け出なければならない。

２　市長は、延焼その他危害の発生の恐れが生じたときは、火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行います。

３　火入れ責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

４　火入れ責任者は、火入れに際し火入れ許可証を携帯しなければならない。

５　火入れ責任者は、防火の設備及び火入れ従事者の配置が適切になされ、かつ現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

６　火入れ責任者は、火入れの跡地が完全に消火を確認した後出なければ、火入れに従事する者（以下「火入れ従事者」という。）を火入れの現場から退去させてはならない。

７　申請者は、スコップ、クワ、刈り払い機等の消火に必要な器具を火入れ従事者に携行させなければならない．

８　火入れは日の出後に着手し、日没までに終えなければならない．

９　申請者及び火入れ責任者は、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

１０　火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがある場合又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、速やかに消火をしなければならない。

１１　市長は、必要と認める場合は職員を火入れの際に担当職員を火入れに立ち合わせることがあります。その場合には担当職員の指示に従わなければならない。